

調査の経過

通所介護事業所の宿泊事業に関する調査の経過について

2010年12月6日

日本共産党東京都議会議員団

(1) 重大な内容の相談事例が調査のきっかけ

私たちが通所介護事業所の宿泊事業について調査を始めたきっかけは、「清水の郷デイサービス十条」(北区)の利用者家族(Aさん)からの相談でした。

Aさんの父親は、介護者の病気のため同施設の宿泊を3ヶ月にわたり利用せざるをえませんでした。ところが今年3月末、深夜に急変して救急搬送中に心肺停止となり、搬送先の病院で、足のすねに骨が見えるほどの傷があることがわかりました。Aさんは、いつ、どのように、それほどの傷ができたのか施設に質しましたが、傷には気づかなかった、記録もないという返事しか返ってきませんでした。

Aさんから苦情の申し立てをうけた東京都国民健康保険団体連合会(国保連)は、調査の結果、「清水の郷デイサービス十条」に対し介護保険法の規定にもとづく「指導・助言」を文書で行いました(9月10日)。

「指導・助言」の指摘事項は、

- * 同事業所には、下肢の傷の有無について記録がなく、事業所としてどのような健康管理等を行っていたのか確認できなかつた。
 - * いつ誰にどのような説明をして重要事項説明書等の交付を行い、いつ契約に至ったのか確認できなかつた。
 - * 国保連に対し同事業所は、「通所介護計画をいつ誰がどのように作成し交付したのかなどについては不明」と回答した。
- など、重大な内容です。

私たちは、同施設の宿泊事業の状況調査を行いました。その結果、つぎのようなことが確認できました。

- * 日中の通所事業の部屋に、布団をしいたりベッドを使って、男女の別なくザコ寝のような状態でした。
- * 職員の労働条件もひどく、日中のデイサービスの勤務から、そのまま泊まりに入っ
て、翌日また日勤という話でした。
- * 職員の仮眠室もなく、台所の食卓に突っ伏して寝る、月に6回は泊まりがあるとの
ことでした。
- * 同施設の宿泊料は、1日2100円です。

「清水の郷デイサービス」の本部は、(株)マッスルパワーという京都の建設業者です。京都市内の事業所は撤退し、都内3ヶ所で宿泊付きデイサービスを開設しています。

(2) 理念をもって取り組む事業所もあるが、「貧困ビジネス」化がひろがっている

通所介護事業所の宿泊事業は、地域密着型の支援、利用者に寄り添う支援などの理念をかかげる宅老所などが、デイサービスでなじみの関係をつくりあげたうえで、緊急の場合などに必要な人に宿泊を提供するなどのかたちで、介護保険外の自主事業として実施してきました。

ところが最近では、初期投資が少なく、介護報酬と宿泊の自費利用料で安定した収入が入ることを期待して、建設業や飲食業など異業種からの参入がふえています。

通所介護事業所の宿泊事業は、介護保険外の自主事業のため、法的な規制・基準の対象外で、「貧困ビジネス」化、「高齢者のネットカフェ」と言われるような状況がひろがっています。

「30泊31日」という料金表をつくり、長期利用を前提にして事実上「入所」に近いような運営がされている場合もあります。

(3) 厚生労働省の見解

厚生労働省は、通所介護事業所の宿泊事業について、つぎのような見解をしめています。

通所介護事業所内で自主事業として宿泊サービスを行うことはもちろん、宿泊した翌日に引き続き通所介護サービスを提供することも、直ちに否定されるわけではない。

ただし、デイサービス事業所に宿泊することが常態化している場合には、当該高齢者に対する介護サービス提供のあり方として、現在受けているサービスが適当か否かをあらためて検討することが必要であることに留意されたい。

そのような場合には、都道府県・市(区)町村におかれては、当該サービス提供の実態が、居宅サービスの理念に沿っているものかどうか十分に確認いただき、適宜、適正なサービス提供がはかられるよう指導を行われたい。

* 「地域密着型(介護予防)サービスの実施に関するQ&A」2007年10月9日・老健局計画課、各都道府県介護保険担当課、保険者介護保険担当課、介護保険関係団体宛)

同省は、「宿泊付デイサービス」を介護保険給付の対象にすることを検討しています。また、来年度予算の概算要求では新規事業として、デイサービスを利用した「短期的・緊急的な」宿泊事業のため、全国2000事業所(8000床)を対象に、利用者のプライバシー確保を目的とした間仕切り(可動式)やスプリンクラーの設置などの基盤整備として、100億円を計上しています。

(4)無責任な東京都の姿勢

厚生労働省が「Q & A」で、都道府県や区市町村が宿泊事業の内容を十分確認し、指導するよう求めているにもかかわらず、東京都は実施している事業所の数も、実施内容も把握していません。

都福祉保健局は、厚生委員会(10月28日)で、事業者への調査・指導は保険者(区市町村)の役割だとし、都として調査も指導もする考えがないことを表明しています。

通所介護事業所の事業者指定は、東京都の権限です。東京都が開設申請の審査を行い、都知事が指定通知書を発行しています。事業者指定権者としての東京都の責任が問われています。

(5)現状把握にむけ、日本共産党都議団として2つの調査を実施

以上の経過をふまえ、日本共産党都議団として現状把握にむけ、2つの調査を実施しました。

- * 調査 : 都内全通所事業所を対象にした「通所介護事業所で実施している宿泊事業に関するアンケート」
- * 調査 : 全道府県を対象にした「通所介護事業所が自主事業として実施している宿泊事業への対応に関する調査」

また、フランチャイズ運営のチェーン店を中心に、都内6ヶ所の通所介護事業所を訪ね、宿泊事業の状況の聞き取りを行いました。聞き取り調査の結果、

- * 日中活動の部屋にベッドやソファを入れたり、布団をしいて、男女の別なくプライバシーもないといった状況が、ひろく確認されました。
- * 民家を利用している所が多く、昼間も夜も、8畳~10畳ぐらいの部屋で、スタッフと利用者10人前後が生活し、日中活動、食事、宿泊を同じスペースで行っている状況も、ひろく確認されました。
- * 1泊1000円の事業所で、「30泊31日」の料金表では、通所介護利用料などもふくめ、1ヶ月の利用料が15万円をこえる所もありました。
- * 江東区は、区内事業所の防火体制強化などを助言していることも、わかりました。

以 上